

# 旧日本銀行新潟支店長役宅

## 資料編

令和4年8月

新潟市

### 2017年度 入館者数及び貸室収入総括表

	開館日数 (日)	公開業務 (人)	貸室業務(人)	自主事業(人)	喫茶(人)	当月の貸室収 入(円)	収入済額 (円)
			貸室件数(件)	自主事業件数(件)			
4月	26	972	216	152	97	31,750	31,750
			23	7			
5月	25	1,073	135	92	107	19,700	19,700
			19	5			
6月	26	1,064	249	219	126	42,320	42,320
			22	6			
7月	27	1,101	182	152	107	38,970	38,970
			24	4			
8月	26	800	71	39	112	20,605	20,605
			18	6			
9月	25	1,101	198	220	84	42,410	42,410
			30	9			
10月	26	1,417	239	173	80	45,450	45,450
			32	6			
11月	24	1,062	174	178	149	87,150	87,150
			23	8			
12月	22	679	237	111	28	60,630	60,630
			23	4			
1月	24	377	130	45	50	39,430	39,430
			23	5			
2月	24	569	118	58	62	34,905	34,905
			24	6			
3月	26	1,003	123	9	111	32,110	32,110
			27	4			
合計	301	11,218	2,072	1,448	1,113	495,430	495,430
			288	70			
目標値		12,000					500,000
達成状況		93.48%					99.09%

### 2018年度 入館者数及び貸室収入総括表

	開館日数 (日)	公開業務 (人)	貸室業務(人)	自主事業(人)	喫茶(人)	当月の貸室収 入(円)	収入済額 (円)	免除済額 (円)
			貸室件数(件)	自主事業件数(件)				
4月	26	1,167	155	95	171	35,600	35,600	
			25	3				
5月	25	1,081	108	67	111	20,500	20,500	561,120
			23	4				
6月	26	1,063	196	153	98	61,675	61,675	16,580
			30	5				
7月	26	1,638	177	106	58	31,720	31,720	
			24	1				
8月	26	2,235	136	59	70	25,285	25,285	
			23	3				
9月	26	2,797	201	99	179	47,710	47,710	
			23	5				
10月	26	1,661	189	241	145	42,850	42,850	
			28	8				
11月	24	990	129	150	118	24,775	24,775	585
			22	7				
12月	23	737	226	55	60	105,180	105,180	
			20	2				
1月	24	722	116	49	53	26,195	26,195	
			16	4				
2月	24	752	95	62	40	20,215	20,215	
			17	3				
3月	26	1,467	166	0	99	60,510	60,510	
			19	3				
合計	302	16,310	1,894	1,136	1,202	502,215	502,215	578,285
			270	48				
目標値		12,000					500,000	
達成状況		135.92%						216.10%

### 2019年度 入館者数及び貸室収入総括表

	開館日数 (日)	公開業務 (人)	貸室業務(人)	自主事業(人)	喫茶(人)	当月の貸室収入 (円)	収入済額 (円)
			貸室件数(件)	自主事業件数(件)			
4月	26	1,012	144	38	63	28,100	28,100
			19	3			
5月	27	1,179	211	75	129	41,100	41,100
			28	4			
6月	26	992	219	82	105	82,335	82,335
			32	3			
7月	26	980	187	76	95	45,695	45,695
			30	3			
8月	27	1,206	132	124	119	34,060	34,060
			22	3			
9月	25	1,232	239	100	67	86,385	86,385
			27	2			
10月	26	1,259	252	95	102	101,100	101,100
			36	4			
11月	25	1,613	410	159	114	88,550	88,550
			50	5			
12月	23	977	310	146	105	52,910	52,910
			30	3			
1月	24	732	228	99	40	43,585	43,585
			25	4			
2月	24	706	172	72	66	40,365	40,365
			29	4			
3月	25	507	60	0	47	13,780	13,780
			16	2			
合計	304	12,395	2,564	1,066	1,052	657,965	657,965
			344	40			
目標値		12,000					500,000
達成状況		103.29%					131.59%

### 2020年度 入館者数及び貸室収入総括表

	開館日数 (日)	公開業務 (人)	貸室業務(人)	自主事業(人)	喫茶(件)	当月の貸室収 入(円)	収入済額 (円)																																																																																																																																		
			貸室件数(件)	自主事業件数(件)																																																																																																																																					
4月	17	232	72	0	15	12,050	12,050																																																																																																																																		
			17	0				5月	16	146	0	0	7	0	0	0	0	6月	25	412	128	6	7	29,005	29,005	24	1	7月	26	763	159	0	81	74,975	74,975	28	1	8月	26	894	176	42	95	49,465	49,465	30	4	9月	26	714	174	0	99	41,505	41,505	31	1	10月	27	883	151	67	55	37,900	37,900	28	3	11月	24	1,370	231	184	103	156,330	156,330	38	6	12月	24	771	242	114	41	74,400	74,400	35	4	1月	24	309	86	62	28	24,700	24,700	22	4	2月	22	476	143	17	51	40,170	40,170	30	2	3月	25	777	260	9	76	76,440	76,440	36	1	合計	282	7,747	1,822	501	658	616,940	616,940	319	27	目標値		12,000					500,000	達成状況	
5月	16	146	0	0	7	0	0																																																																																																																																		
			0	0				6月	25	412	128	6	7	29,005	29,005	24	1	7月	26	763	159	0	81	74,975	74,975	28	1	8月	26	894	176	42	95	49,465	49,465	30	4	9月	26	714	174	0	99	41,505	41,505	31	1	10月	27	883	151	67	55	37,900	37,900	28	3	11月	24	1,370	231	184	103	156,330	156,330	38	6	12月	24	771	242	114	41	74,400	74,400	35	4	1月	24	309	86	62	28	24,700	24,700	22	4	2月	22	476	143	17	51	40,170	40,170	30	2	3月	25	777	260	9	76	76,440	76,440	36	1	合計	282	7,747	1,822	501	658	616,940	616,940	319	27	目標値		12,000					500,000	達成状況		64.56%					123.39%				
6月	25	412	128	6	7	29,005	29,005																																																																																																																																		
			24	1				7月	26	763	159	0	81	74,975	74,975	28	1	8月	26	894	176	42	95	49,465	49,465	30	4	9月	26	714	174	0	99	41,505	41,505	31	1	10月	27	883	151	67	55	37,900	37,900	28	3	11月	24	1,370	231	184	103	156,330	156,330	38	6	12月	24	771	242	114	41	74,400	74,400	35	4	1月	24	309	86	62	28	24,700	24,700	22	4	2月	22	476	143	17	51	40,170	40,170	30	2	3月	25	777	260	9	76	76,440	76,440	36	1	合計	282	7,747	1,822	501	658	616,940	616,940	319	27	目標値		12,000					500,000	達成状況		64.56%					123.39%														
7月	26	763	159	0	81	74,975	74,975																																																																																																																																		
			28	1				8月	26	894	176	42	95	49,465	49,465	30	4	9月	26	714	174	0	99	41,505	41,505	31	1	10月	27	883	151	67	55	37,900	37,900	28	3	11月	24	1,370	231	184	103	156,330	156,330	38	6	12月	24	771	242	114	41	74,400	74,400	35	4	1月	24	309	86	62	28	24,700	24,700	22	4	2月	22	476	143	17	51	40,170	40,170	30	2	3月	25	777	260	9	76	76,440	76,440	36	1	合計	282	7,747	1,822	501	658	616,940	616,940	319	27	目標値		12,000					500,000	達成状況		64.56%					123.39%																								
8月	26	894	176	42	95	49,465	49,465																																																																																																																																		
			30	4				9月	26	714	174	0	99	41,505	41,505	31	1	10月	27	883	151	67	55	37,900	37,900	28	3	11月	24	1,370	231	184	103	156,330	156,330	38	6	12月	24	771	242	114	41	74,400	74,400	35	4	1月	24	309	86	62	28	24,700	24,700	22	4	2月	22	476	143	17	51	40,170	40,170	30	2	3月	25	777	260	9	76	76,440	76,440	36	1	合計	282	7,747	1,822	501	658	616,940	616,940	319	27	目標値		12,000					500,000	達成状況		64.56%					123.39%																																		
9月	26	714	174	0	99	41,505	41,505																																																																																																																																		
			31	1				10月	27	883	151	67	55	37,900	37,900	28	3	11月	24	1,370	231	184	103	156,330	156,330	38	6	12月	24	771	242	114	41	74,400	74,400	35	4	1月	24	309	86	62	28	24,700	24,700	22	4	2月	22	476	143	17	51	40,170	40,170	30	2	3月	25	777	260	9	76	76,440	76,440	36	1	合計	282	7,747	1,822	501	658	616,940	616,940	319	27	目標値		12,000					500,000	達成状況		64.56%					123.39%																																												
10月	27	883	151	67	55	37,900	37,900																																																																																																																																		
			28	3				11月	24	1,370	231	184	103	156,330	156,330	38	6	12月	24	771	242	114	41	74,400	74,400	35	4	1月	24	309	86	62	28	24,700	24,700	22	4	2月	22	476	143	17	51	40,170	40,170	30	2	3月	25	777	260	9	76	76,440	76,440	36	1	合計	282	7,747	1,822	501	658	616,940	616,940	319	27	目標値		12,000					500,000	達成状況		64.56%					123.39%																																																						
11月	24	1,370	231	184	103	156,330	156,330																																																																																																																																		
			38	6				12月	24	771	242	114	41	74,400	74,400	35	4	1月	24	309	86	62	28	24,700	24,700	22	4	2月	22	476	143	17	51	40,170	40,170	30	2	3月	25	777	260	9	76	76,440	76,440	36	1	合計	282	7,747	1,822	501	658	616,940	616,940	319	27	目標値		12,000					500,000	達成状況		64.56%					123.39%																																																																
12月	24	771	242	114	41	74,400	74,400																																																																																																																																		
			35	4				1月	24	309	86	62	28	24,700	24,700	22	4	2月	22	476	143	17	51	40,170	40,170	30	2	3月	25	777	260	9	76	76,440	76,440	36	1	合計	282	7,747	1,822	501	658	616,940	616,940	319	27	目標値		12,000					500,000	達成状況		64.56%					123.39%																																																																										
1月	24	309	86	62	28	24,700	24,700																																																																																																																																		
			22	4				2月	22	476	143	17	51	40,170	40,170	30	2	3月	25	777	260	9	76	76,440	76,440	36	1	合計	282	7,747	1,822	501	658	616,940	616,940	319	27	目標値		12,000					500,000	達成状況		64.56%					123.39%																																																																																				
2月	22	476	143	17	51	40,170	40,170																																																																																																																																		
			30	2				3月	25	777	260	9	76	76,440	76,440	36	1	合計	282	7,747	1,822	501	658	616,940	616,940	319	27	目標値		12,000					500,000	達成状況		64.56%					123.39%																																																																																														
3月	25	777	260	9	76	76,440	76,440																																																																																																																																		
			36	1				合計	282	7,747	1,822	501	658	616,940	616,940	319	27	目標値		12,000					500,000	達成状況		64.56%					123.39%																																																																																																								
合計	282	7,747	1,822	501	658	616,940	616,940																																																																																																																																		
			319	27				目標値		12,000					500,000	達成状況		64.56%					123.39%																																																																																																																		
目標値		12,000					500,000																																																																																																																																		
達成状況		64.56%					123.39%																																																																																																																																		

### 2021年度 入館者数及び貸室収入総括表

	開館日数 (日)	公開業務 (人)	貸室業務(人)	自主事業(人)	喫茶(件)	当月の貸室収入 (円)	収入済額 (円)
			貸室件数(件)	自主事業件数(件)			
4月	25	670	198	66	77	39,550	39,550
			36	4			
5月	26	947	190	41	96	112,000	112,000
			36	4			
6月	26	760	259	69	79	38,940	38,940
			47	4			
7月	26	783	335	86	41	72,520	72,520
			43	6			
8月	26	667	170	7	106	37,505	37,505
			38	2			
9月	13	282	43	0	35	15,340	15,340
			14	1			
10月	27	903	288	8	67	59,550	59,550
			38	1			
11月	23	1,182	412	60	53	66,240	66,240
			37	3			
12月	23	697	267	109	42	141,240	141,240
			34	6			
1月	24	497	233	40	18	56,005	56,005
			18	2			
2月	22	465	95	0	48	23,075	23,075
			21	1			
3月	27	824	147	7	65	33,215	33,215
			31	1			
合計	288	8,677	2,637	493	727	695,180	695,180
			393	35			
目標値		12,000					500,000
達成状況		72.31%					139.04%

## 2017年度 貸室利用時間総括表

	貸室業務					自主事業				
	居間	座敷	茶の間	奥座敷	蔵	居間	座敷	茶の間	奥座敷	蔵
4月	45	40	12	39	24	16	16	16	20	70
5月	31	25	12	17	0	15	15	15	7	211
6月	41	33	16	34	10	29	29	29	37	8
7月	47	36	12	34	3	49	49	49	46	222
8月	35	13	2	22	0	9	9	9	9	276
9月	52	27	10	38	6	19	19	19	43	240
10月	64	46	15	43	16	27	27	20	20	156
11月	43	31	24	50	54	32	32	12	11	168
12月	36	38	13	36	29	35	35	35	12	108
1月	46	26	13	28	9	4	4	4	4	96
2月	37.5	25	13	39	0	11	11	11	2	144
3月	31	37	12	25	0	0	0	0	0	312
計	509	377	154	405	151	246	246	219	211	2,011
目標時間数	300	250	110	160	250					
達成率 (%)	169.50%	150.80%	140.00%	253.13%	60.40%					

## 2018年度 貸室利用時間総括表

	貸室業務					自主事業				
	居間	座敷	茶の間	奥座敷	蔵	居間	座敷	茶の間	奥座敷	蔵
4月	52	46	21	32.5	0	11	11	11	20	249
5月	34	17	2	32.5	2	7	7	7	7	235
6月	48	45	23	48	25	28	28	20	28	180
7月	46	34	19	33	312	18	18	18	18	0
8月	50	27	15	21	312	18	18	14	14	0
9月	66	39	16	39	312	18	18	18	59	0
10月	60	54	31	33	96	20	20	12	8	45
11月	31	23	12	24	0	38	46	15	23	288
12月	44	34	20	45	60	10	10	10	10	96
1月	27	21	6	32	0	5	5	5	5	117
2月	24	14	0	29	0	9	9	9	9	233
3月	28	25	7	31	41	0	0	0	0	152
計	510	379	172	400	1160	182	190	139	201	1595
目標時間数	300	250	110	160	250					
達成率 (%)	170.00%	151.60%	156.36%	250.00%	464.00%					



## 2019年度 貸室利用時間総括表

	貸室業務					自主事業				
	居間	座敷	茶の間	奥座敷	蔵	居間	座敷	茶の間	奥座敷	蔵
4月	29	36	14	42	0	0	0	0	0	312
5月	39	55	21	62	3	0	0	0	16	219
6月	36	40	14	30	70	13	13	13	13	0
7月	57	39	7	47	0	8	8	4	4	156
8月	41	26	23	33	0	8	8	8	4	276
9月	76	76	53	77	0	15	15	15	15	300
10月	42	40	20	57	77	30	30	24	24	137
11月	94	96	40	85	0	22	22	22	22	288
12月	44	44	23	58	0	22	22	22	19	228
1月	31	45	19	45	0	10	10	10	6	264
2月	54	38	1	42	0	21	21	21	12	288
3月	13	18	0	16	0	0	0	0	0	233
計	556	553	235	594	150	149	149	139	135	2701
目標時間数	300	250	110	160	250					
達成率(%)	185.33%	221.20%	213.64%	371.25%	60.00%					

## 2020年度 貸室利用時間総括表

	貸室業務					自主事業				
	居間	座敷	茶の間	奥座敷	蔵	居間	座敷	茶の間	奥座敷	蔵
4月	19	18	1	14	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	38	40	5	21	0	6	6	0	0	0
7月	49	41	7	28	37	0	0	0	0	180
8月	59	49	30	26	0	51	51	51	39	312
9月	53	44	10	31	0	0	0	0	0	240
10月	57	44	24	38	0	11	11	11	11	324
11月	68	64	32	54	98	18	18	18	18	20
12月	85	81	35	44	0	37	37	37	31	228
1月	25	23	6	27	0	12	12	12	12	204
2月	52	40	12	30	0	6	6	6	6	156
3月	94	82	25	53	0	0	0	0	4	300
計	599	526	187	366	135	141	141	135	121	1964
目標時間数	300	250	110	160	250					
達成率(%)	199.67%	210.40%	170.00%	228.75%	54.00%					

## 2021年度 貸室利用時間総括表

	貸室業務					自主事業				
	居間	座敷	茶の間	奥座敷	蔵	居間	座敷	茶の間	奥座敷	蔵
4月	46	43	9	34	9	18	18	18	18	162
5月	40	40	0	31	91	9	9	9	9	216
6月	58	46	8	31	0	26	26	28	28	312
7月	62	61	16	49	25	41	41	41	41	136
8月	57	45	2	29	0	7	7	7	0	288
9月	19	11	0	21	0	0	0	0	0	24
10月	95	84	27	53	0	4	4	4	0	324
11月	79	80	31	48	52	13	13	13	13	156
12月	47	41	8	36	37	43	43	43	38	42
1月	23	15	0	18	60	3	3	3	7	216
2月	35	25	2	16	192	0	0	0	0	120
3月	49	40	0	23	0	3	3	0	3	288
計	610	531	103	389	466	167	167	166	157	2284
目標時間数	300	250	110	160	250					
達成率 (%)	203.33%	212.40%	93.64%	243.13%	186.40%					

砂丘館 2017年度(4月～2018年3月)自主事業報告

名称	日付・会期	人数
◎自主企画展		
特別展示 横川美智子の素描から「死への床に横たわりて」	4/11(火)～4/23(日)	476
・ギャラリートーク	4/15(土)	14
特別展示 小森はるか+瀬尾夏美巡回展「波のした、土のうえ」in新潟及び関連イベント	4/29(土)～5/21(日)	973
・ギャラリートーク	4/29(土)	8
・トークイベント 北野央・山崎麻里子	4/30(日)	14
・アーティストトーク	5/6(土)	17
・トークイベント 小林茂・旗野秀人	5/20(土)	15
・てつがくカフェ	5/21(日)	16
井田英夫展「ふだんを見つめる」	7/14(金)～8/27(日)	1,419
・ギャラリートーク	7/22(土)	33
・ワークショップ 井田さんと絵を描こう	8/5(土)	14
・絵を見る話の会	8/18(金)	9
・堀川久子・井田英夫の絵と踊る	8/26(土)	16
映画監督・佐藤真の新潟-反転するドキュメンタリー展	9/15(金)～10/15(日)	1,546
・ギャラリートーク	9/18(月)	9
・「写真で読む東京」DVD上映+佐藤真展ギャラリートーク①	9/24(日)	95
・佐藤真展ギャラリートーク②「佐藤真はアートとどう向き合ったか」	10/4(水)	49
村の肖像展IV	11/17(金)～12/10(日)	875
・ギャラリートーク①「かねやまの映像」	11/23(木)	43
・ギャラリートーク②「かねやまの雪・山・川そして音」	12/10(日)	44
特別展示 mikkyoz012	1/23(火)～2/4(日)	250
・ギャラリートーク	2/2(金)	12
闇のあかるさ 渡邊博展	2/23(金)～4/1(日)	1,189
・ギャラリートーク	3/4(日)	9
	企画展入場者 合計	6,728
	関連イベント参加者 合計	417

◎芸術文化催事

能勢山陽生+宮本尚晃ライブ 響きと怒り 2DAYS LIVE	4/5(水)	21	
津軽三味線小林組。	4/16(日)	39	
薫風之音ライブ2017	5/15(日)	44	
北原恭子ソプラノコンサート	6/17(土)	47	
林家正雀 二日連続口演	6/24(土)・25(日)	99	※2
平原慎太郎+OrganWorks 24hダンスパフォーマンス	7/9(日)・10(月)	93	※2 ※3
初心者のためのふるまちな新潟をどり鑑賞講座	9/1(金)	35	
池端愛子朗読公演「椅子」	9/3(日)	35	
加藤千秋ソロダンスパフォーマンス「充」	9/9(土)・10(日)	43	※2 ※3
人形浄瑠璃・猿八座「平家女護島」	10/8(日)	64	
新内節「岡本宮之助をきく会」	11/25(土)	77	※2
「ロシアから即興の風が吹いてくる 4」ライブ	12/9(土)	44	
「Fabio Bottazzo & Tanaka Toshiyuki Duo Live2017」	12/22(金)	23	
	合計	664	

## ◎生活文化催事

人数

「花祭り」	3/28(火)~4/9(日)	—	※1
「端午の節供」	4/18(火)~5/28(日)	—	※1
「梅雨はらい」	5/30(火)~6/18(日)	—	※1
「七夕」	6/20(火)~7/30(日)	—	※1
「お盆」	8/1(火)~8/20(日)	—	※1
「重陽の節供」	8/22(火)~9/10(日)	—	※1
「お月見」	9/12(火)~10/22(日)	—	※1
「七・五・三」	10/24(火)~11/26(日)	—	※1
「冬至」	11/28(火)~12/24(日)	—	※1
「正月」	1/4(木)~1/21(日)	—	※1
「節分」	1/23(火)~2/12(月)	—	※1
「雛祭り」	2/20(火)~3/25(日)	—	※1
KAGAIトーク	4/2(日)	50	
新潟市・佐藤家の五月人形展示	4/18(火)~5/21(日)	—	※1
嘉祥茶会	6/4(日)	69	
庭園実技講習 2017	7/15(土)	14	
秋HIYORI~写真と和菓子を楽しむ夕べ	10/15(日)	38	
もうすぐお正月 干支の下げ紙づくり	10/24(火)	22	
庭園実技講習「雪囲いと雪吊り」	11/4(土)	16	
もうすぐお正月「伝統水引の結び方」全2回	11/12(日)、11/19(日)	24	
「古の紐結び」講座	11/21(火)	18	
2018新春神楽めぐり 高森いざや神楽	1/8(月)	45	
香道入門講座	2/18(日)	46	
新潟市・佐藤家の雛人形展示	2/20(火)~3/25(日)	—	※1
古町花街の紹介パネル	3/17(土)~3/31(土)	—	※1
合計		342	

催事参加者 合計 1,423  
総合計(企画展入場者含む) 8,151

## 【備考】

※1 展示のため、人数カウントなし(入館者数に含む)

## 砂丘館 2018年度(2018年4月～2019年3月)自主事業報告

名称 日付・会期 人数 イベント参加者

### ◎自主企画展(共催事業・協力事業を含む)

■野村佐紀子写真展「ango」	4/13(金)～5/13(日)	1,534	
・ギャラリートーク	4/14(土)		41
・読書会「戦争と一人の女」【無削除版】を読む	4/28(土)		27
■グリッドから 近藤あき子×信田俊郎	5/24(木)～6/17(日)	876	
・ギャラリートーク	5/26(土)		15
■水と土の芸術祭2019(協力事業)*	7/14(土)～10/8(月祝)	7,116	
・池内晶子(出品作家)ギャラリートーク	8/5(日)		5
・古川知泉(出品作家)ギャラリートーク	9/9(日)		10
■特別展示 シビタ2018	9/14(金)～9/17(月祝)	516	
・対談 大倉宏+吉原悠博	9/14(金)		10
■特別展示 村山真のあかり	10/16(火)～10/28(日)	542	
■風騒ぐ家の人々 詩人 会田綱雄・三好豊一郎と画家 齋藤隆	10/30(火)～12/9(日)	1,363	
・オープニングライブ 松田惺山	10/30(火)		10
・ギャラリートーク	11/23(金祝)		50
■特別展示 mikkyoz013	1/16(水)～27(日)	411	
■特別展示「水の呼吸」山下誠一	2/1(金)～24(日)	383	
・ギャラリートーク	2/11(月祝)		20
■異人池復元プロジェクト 成果展Part II(共催事業)**	3/12(火)～24(日)	719	

\*主催 水と土の芸術祭2018実行委員会 企画展入場者数 合計 12,741

\*\*主催 国立大学法人新潟大学人文学部 関連イベント参加者 合計 188

### ◎芸術文化催事

能勢山陽生・宮本尚晃ライブ「響きと怒り」	4/3(火)	14
薫風之音ライブ2018	5/20(日)	43
史佳ライブ2018	6/24(日)	48
林家正雀二日連続口演2018	7/28(土)、29(日)	57
24hまちなかダンスフェスティバル	8/18(土)、19(日)	36
池端愛子朗読公演	9/9(日)	33
初心者のためのふるまち新潟をどり鑑賞講座「邦楽鑑賞のツボ」	8/31(金)*、9/14(金)	61
阪田清子「対岸一循環する風景」出版記念トーク	10/6(土)	23
dana 真下恵ダンスパフォーマンス	10/20(土)、21(日)	88
人形浄瑠璃 猿八座「源氏烏帽子折」	11/25(日)	49
Fabio Bottazzo & Toshiyuki Tanaka Duo Live 2017	12/22(土)	49

\*会場 鍋茶屋 合計 501

◎生活文化催事

第8回嘉祥茶会	6/3 (日)	70
庭園実技講習2018 松と高木の剪定	6/30 (土)	14
秋HIYORI2018 和菓子と音楽を楽しむ夕べ	10/21 (日)	31
もうすぐお正月「古の紐結び」	10/28 (日)	12
もうすぐお正月「干支のさげ紙作り」	11/8 (木)	15
庭園実技講習2018 雪囲いと雪吊り	11/10 (土)	16
もうすぐお正月「伝統水引の結び方」	11/11 (日)、18 (日)	6
2019新春神楽めぐり 高森いざや神楽	1/14 (月祝)	32
香道入門講座	2/24 (日)	40
佐藤家の雛人形展示	2/26 (火) ~3/21 (木祝)	*

合計

236

\* 雛人形展示期間中の来館者数：1,393名

砂丘館 2019年度（2019年4月～2020年3月）自主事業報告

名称

◎自主企画展（共催事業・協力事業を含む）

	日付・会期	人数	イベント 参加人数
■風と空と波と光の人形劇場 加藤啓展	3/30（土）～5/19（日）	1,921	
・加藤啓＋千野秀一ライブパフォーマンス	4/21（土）		38
・加藤啓ライブパフォーマンスとギャラリートーク	5/11（土）		20
■丸山商店の漆器 西大畑・旭町5施設連携企画	4/27（土）～6/2（日）	1482	
■合同舟 竹俣勇彦（金工）・華雪（書）	7/2（火）～7/15（月祝）	567	
・書と篆刻の講座	7/6（土）		9
・作家を囲むお茶会	7/14（日）		39
・strings um ライブ「標（しるべ）」	7/14（日）		28
■潟の記憶展	8/6（火）～10/6（日）	2,677	
・潟をめぐるセミナー			
①潟はどうしてできたのか・新潟をめぐる暮らし	8/17（土）		39
②潟の生き物たち さかな・鳥・植物…そしてアクアリウムのこと	8/31（土）		52
③潟の記憶から未来の潟を考える	9/15（日）		63
■明るい色展 岡田清和・片桐翠・馬場まり子	11/2（土）～12/22（日）	2467	
・ギャラリートーク：馬場まり子	11/17（日）於・NSG美術館		
・ギャラリートーク：片桐翠	12/7（土）		27
・ギャラリートーク：岡田清和・にしき園生活支援者	2/11（月祝）		13
■映像/ 1 unit+ 2人 2 months			
.mikkyoz014	1/4（土）～1/19（日）	505	
・ギャラリートーク	1/10（土）		10
.原田健一 夢の中で倫理が生まれる	1/23（木）～2/9（日）	432	
・ギャラリートーク	1/25（土）・2/8（土）		29
.大川景子 フッテージを見る	2/13（木）～3/1（日）	465	
・ギャラリートーク	2/29（土）		7

企画展入場者数 合計 10,516

関連イベント参加者 合計 374

◎芸術文化催事

能勢山陽生・宮本尚晃ライブ「響きと怒り」	5/21（木）	13
薫風之音ライブ2019	5/26（日）	42
初心者のためのふるまち新潟おどり鑑賞講座	8/24（土）	33
真下恵 独舞公演	10/12（土）、13（日）	106
小林組。with史佳	11/10（日）	40
ワークショップ「新内ってなあに」	11/22（金）	40
新内節 岡本宮之介を聴く会II	11/23（土祝）	79
足踏みオルガンとの時間	12/14（土）	62
Fabio Bottazzo & Toshiyuki Tanaka Duo Live 2019	12/21（土）	44
ロシアから即興の風が吹いてくる5	1/17（金）	38

合計 497

◎生活文化催事



第9回嘉祥茶会	6/16 (日)	67
庭園実技講習2019 松と高木の剪定	6/29 (土)	16
秋HIYORI2019 和菓子と音楽を楽しむ夕べ	9/14 (土)	37
解説ボランティア講座 第1回 日銀支店長役宅から砂丘館へ	10/19 (土)	3
解説ボランティア講座 第2回 砂丘館の建築と庭・西大畑の歴史的建造物	10/26 (土)	10
ボランティア交流会	10/26 (土)	14
庭園実技講習2019 雪囲いと雪吊り	11/16 (土)	14
2020 新春神楽めぐり 高森いざや神楽	1/13 (月祝)	40
香道入門講座	2/16 (日)	47
佐藤家の雛人形展示	2/26 (水) ~3/20 (金祝)	*
合計		248

\* 雛人形展示期間中の来館者数：469名 (新型コロナウイルス感染防止のため外出自粛)

砂丘館 2020年度（2020年4月～2021年3月）自主事業報告

名称

◎自主企画展（共催事業・協力事業を含む）

日付・会期

人数

イベント  
参加人数

■井田英夫遺作展	7/15（水）～8/30（木）	1,352	
・ギャラリートーク：井田英夫の思い出と絵を語る	8/8（土）	15	12
■田代一倫写真展2011-2020	9/8（火）～11/1（日）	1503	
・ギャラリートーク：田代一倫	8/8（土）		17
■映像展示 2020/2021	12/10（木）～1/24（日）		
ジャンフランソワ・ゲリー「流木」（遺作）	12/10（木）～12/27（日）	544	
・ギャラリートーク：遠藤龍・福島論	12/26（土）		25
mikkyoz015	1/5（火）～1/24（日）	233	
■駒林修・霜鳥健二展	2/18（木）～3/28（日）	1,013	
・ギャラリートーク：駒林文代（駒林修夫人）＋霜鳥健二	2/27（土）		17
・堀川久子・駒林修の絵の中で踊ル	3/17（水）		9

企画展入場者数 合計 4,660

関連イベント参加者 合計 80

◎芸術文化催事

ANTI MUSIC LABORATORY 能勢山陽生 福島諭 (you tubeによる配信ライブ)	6/12（金）	0
平原慎太郎 ダンスパフォーマンス おとずれのにな	8/21（金）、22（土）、23（日）	21
林家正雀二日連続口演	10/24（土）、25（日）	44
SENSE 真下恵+guest	11/3（火・祝）	128
史佳Fumiyoshi LIVE 2020	11/22（日）	26
響きと怒りvol.9 能勢山陽生 宮本尚晃	11/27（金）	11
堀川久子 即興独舞	12/6（日）、12/12（土）	52
Fabio Bottazzo & Toshiyuki Tanaka Duo Live 2020	12/19（土）	24
堀川久子 音楽と踊るシリーズ1 鈴木正美さんとの即興	1/23（土）	63
合計		369

◎生活文化催事

庭園実技講習2020 雪囲いと雪吊り	11/14（土）	6
2021 新春神楽めぐり 高森いざや神楽	1/17（日）	15
合計		21

◎協力事業

熊本理写真展 砂の形-Lost on a sand planet-	11/13（金）～11/15（日）	228
ゆいぽーと アーティスト・イン・レジデンス 招聘プログラム秋季 成果展 杉原信幸×中村綾花	11/17（火）～11/29（日）	505
ダンス公演 池ヶ谷奏「instant scorer」	11/14（土）	110
合計		843

◎喫茶

収入：181,670円	年間収支：142,297円
支出：39,373円	利用件数：629件

砂丘館 2021年度(2021年4月～2022年3月)自主事業報告

名称

◎自主企画展(共催事業・協力事業を含む)	日付・会期	人数	イベント参加人数
■デニス・ブランReady,steady...NO!映像展示2021	4/13(火)～4/25(日)	276	
■遠藤龍 SILENCE/memorandum 映像展示2021	5/11(火)～23(日)	356	
■渡辺隆次孢子紋の世界展	5/27(木)～7/11(日)	1,223	
・ギャラリートーク:渡辺隆次	6/19(土)		19
■Truth is One ミーヨン写真展〈光をとる1〉	8/5(木)～9/2(木)	672	
・ギャラリートーク(配信のみ):ミーヨン	8/21(土)	3	
■Night in Earth 中里和人写真展〈光をとる2〉	10/1(金)～31(日)	903	
・ギャラリートーク(配信も実施):中里和人	10/2(土)		8
■足立照久 曲輪の球体展	11/9(火)～11/23(火)	734	
■特別展示 梅田恭子 銅版画集「ツブノヒツツ」から	12/21(火)～1/23(日)	340	
・ライブパフォーマンス それから、空 舞・堀川久子 絵と投影・梅田恭子	11/15(土)		10
■石川九楊展	2/16(水)～3/27(日)	1,071	
・サイン会	3/18(金)		7
企画展入場者数 合計		5,238	
関連イベント参加者 合計			44

◎芸術文化催事

堀川久子 音楽と踊るシリーズ2 西村優輝さんとの即興 「やってくるもの・流れ出すもの・身体から身体へ」	4/4(日)、4/11(日)	66
四絶のコンサート	5/30(日)	41
薫風之音ライブ	6/27(日)	26
堀川久子即興独舞 遠くまで 呼吸する / Breathing	7/18(日)、20(火)	48
津軽三味線小林組2021	11/7(日)	45
響きと怒りvol.10 能勢山陽生 宮本尚晃	12/7(火)	15
堀川久子 音楽と踊るシリーズ3 川合AKAさんとの即興 「やってくるもの・流れ出すもの・身体から身体へ」	12/10(金)、11(土)、12(日)	59
Fabio Bottazzo & Toshiyuki Tanaka Duo Live 2021	12/18(土)	35
合計		335

◎生活文化催事

佐藤家の五月人形展示	4/21(水)～5/16(日)	828
庭園実技講習2021 松と高木の剪定	7/10(土)	16
初心者のためのふるまちな新潟をどりオンライン鑑賞講座	8/28(土)	4
庭園実技講習2021 雪囲いと雪吊り	11/20(土)	15
新春神楽めぐり2022 高森いざや神楽	1/9(日)	26
合計		889

◎共催事業

サクマ企画(秋の演劇公演の為にワークショップ)	6/12(土)、13(日)	23
サクマ企画(秋の演劇公演の為にワークショップ)	7/24(土)、25(日)	22
合計		45

◎喫茶

収入:229970円	年間収支:160809円
支出:69161円	利用件数:727件

○旧日本銀行新潟支店長役宅条例

平成17年3月18日

条例第12号

改正 平成18年12月21日条例第71号

(設置)

第1条 旧日本銀行新潟支店長役宅を利用して、市民の芸術文化活動の促進を図ることを目的として、旧日本銀行新潟支店長役宅(以下「役宅」という。)を新潟市中央区西大畑町5218番地1に設置する。

(平18条例71・一部改正)

(事業)

第2条 役宅は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 役宅を公開すること。
- (2) 施設を芸術文化活動のための利用に供すること。
- (3) 芸術文化に関する事業を主催すること。

(施設)

第3条 役宅に次に掲げる施設を置く。

- (1) 居間
- (2) 座敷
- (3) 茶の間
- (4) 奥座敷
- (5) 応接室
- (6) 書斎
- (7) 一階控室
- (8) 二階客間及び次の間
- (9) 二階控室
- (10) 倉庫
- (11) 庭園

2 居間、座敷、茶の間、奥座敷及び倉庫(以下「居間等」という。)は、市民の芸術文化活動のための利用に供することができる。

(休館日)

第4条 役宅の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認め

る場合は、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))に当たる場合は、その翌日)
- (2) 休日の翌日(その日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、その直近の火曜日)
- (3) 12月28日から翌年1月3日まで

(開館時間)

第5条 役宅の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(入場料)

第6条 役宅の入場料は、無料とする。

(利用の許可)

第7条 第3条第2項の規定により居間等を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、居間等の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 役宅の施設又は設備を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 役宅の周囲の住環境を著しく損なうおそれがあると認められるとき。
- (4) 営利、宣伝又は営業上の目的をもって利用をするおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が役宅の管理上支障があると認めるとき。

(利用取止めの申出)

第9条 居間等の利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。))は、居間等の利用を取り止めようとする場合は、あらかじめ市長にその旨を申し出なければならない。

(使用料)

第10条 市長は、その利用者から別表に掲げる使用料を徴収する。

(使用料の徴収時期)

第11条 使用料は、居間等の利用を許可するときに徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

(使用料の免除)

第12条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が第18条第2項の規定により処分をした場合その他市長が特別な理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(許可外の利用の禁止)

第14条 利用者は、居間等をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させることができない。

(行為の制限)

第15条 利用者及び役宅の入場者(以下「利用者等」という。)は、役宅内において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号の行為については、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 他のものに迷惑を与える行為
- (2) 物品の販売その他これに類する行為
- (3) 施設又は設備を損傷する行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が役宅の管理上支障があると認める行為

(特別の設備の設置許可)

第16条 利用者は、役宅の利用に際し特別の設備をしようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可の条件)

第17条 市長は、この条例の規定による許可に役宅の管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは役宅からの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正手段により許可を受けたもの

2 市長は、役宅の管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者等に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(原状回復)

第19条 利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) 居間等の利用を終了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 行為の中止を命ぜられたとき。
- (4) 退去を命ぜられたとき。

(損害賠償)

第20条 利用者等は、施設又は設備を損傷し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第21条 市長は、役宅の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に役宅の管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第22条 役宅の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、役宅の指定管理者として指定するものとする。

- (1) 役宅の平等利用が確保されること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理運営を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第23条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 居間等の利用の許可に関する業務
- (2) 使用料の納付期日の決定及び免除に関する業務
- (3) 第18条の規定による退去等の命令に関する業務
- (4) 役宅の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

(秘密を守る義務)

第24条 指定管理者の役員及び従業員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。  
その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第25条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び従業員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 利用の許可及びその取消し、使用料の徴収、免除及び還付、指定管理者の指定並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則(平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

居間等の使用料

区分	使用料の額(1時間につき)(円)
居間	200
座敷	250
茶の間	
奥座敷	
倉庫	350

備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 2 居間等の利用の許可を受けた期間の内に、休館日がある場合は、当該休館日に係る使用料は徴収しない。ただし、その休館日に物品等の搬入又は搬出のために居間等を利用する場合は、この限りでない。



- 3 規則で定める冷暖房機を使用する期間における居間等の使用料の額は、上表に規定する使用料の額の30%に相当する額を加えた額とする。
- 4 役宅の附属設備に係る使用料については、実費等を勘案して市長が別に定める。

○旧日本銀行新潟支店長役宅条例施行規則

平成17年3月18日

規則第116号

改正 平成19年3月30日規則第61号

(趣旨)

第1条 この規則は、旧日本銀行新潟支店長役宅条例(平成17年新潟市条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可申請等)

第2条 条例第7条の規定により居間等の利用の許可を受けようとするものは別記様式第1号による利用許可申請書を、居間等の利用の変更の許可を受けようとするものは別記様式第2号による利用変更許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項に規定する許可申請書の受付開始日は、利用開始日の3月前からとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(許可書の交付)

第3条 指定管理者は、居間等の利用を許可する場合は別記様式第3号による利用許可書を、居間等の利用の変更を許可する場合は別記様式第4号による利用変更許可書を交付する。

(許可書の提示)

第4条 居間等の利用の許可(変更の許可を含む。)を受けたもの(以下「利用者」という。)は、居間等の利用をしようとする場合は、その利用許可書(変更の許可を受けたものにあつては利用変更許可書)を指定管理者に提示しなければならない。

(利用取止めの申出)

第5条 利用者は、居間等の利用を取り止めようとする場合は、別記様式第2号による利用取止申出書を指定管理者に提出しなければならない。

(冷暖房機の使用期間)

第6条 条例別表備考3に規定する冷暖房機を使用する期間(以下この条において「使用期間」という。)は、おおむね6月15日から9月30日まで及び11月15日から3月31日までとする。ただし、市長は、季候により臨時に使用期間を変更することができる。

(設備の使用料の額)

第7条 条例別表備考4に規定する実費等を勘案して市長が別に定める附属設備に係る使用料の額は、別表に掲げるとおりとする。

(使用料の納付期日の決定申請等)

第8条 条例第11条ただし書の規定により別に使用料の納付期日の決定を受けようとするものは、別記様式第5号による使用料納付期日決定申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により使用料納付期日決定申請書が提出された場合において、特別の理由があると認めるときは、別記様式第6号による使用料納付期日決定通知書により申請者に通知するものとする。

(使用料の免除)

第9条 条例第12条に規定する規則で定める特別の理由があると認める場合とは、次の表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより使用料を免除することができる。

特別の理由		免除する額
1	市又は指定管理者が主催する事業に利用する場合	使用料の全額
2	その他特に市長が必要と認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第12条の規定により使用料の免除を受けようとするものは、別記様式第7号による使用料免除申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定により使用料免除申請書が提出された場合において、使用料の免除を決定したときは、別記様式第8号による使用料免除決定通知書により申請者に通知するものとする。ただし、第1項の表2の項の規定を適用しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用料の還付)

第10条 条例第13条ただし書に規定する特別の理由があると認める場合とは、次の表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより、使用料を還付するものとする。

還付する場合		還付する額
1	利用者がその責めに帰すことができない理由によって居間等を利用できなかった場合	使用料の額に相当する額
2	利用者が利用開始日の15日前(倉庫を利用する場合は、30日前)までに利用の取止めの申出をした場合	使用料の額に相当する額
3	市長が特別な理由があると認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第13条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、別記様式第9号による使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により使用料還付申請書が提出された場合において、使用料の還付を決定したときは、別記様式第10号による使用料還付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(届出)

第11条 利用者及び役宅の入場者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに指定管理者にその旨を届け出なければならない。

- (1) 役宅の施設又は設備を損傷し、汚損し又は亡失した場合
- (2) 役宅において災害その他事故が発生した場合
- (3) 居間等の利用を終了した場合

(指定管理者の指定の申請)

第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第11号による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第22条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄付行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) 納税を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(使用料の徴収委託)

第13条 市長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、私人に使用料の徴収事務を委託すること(以下「徴収委託」という。)ができる。

(徴収事務委託証)

第14条 市長は、前条の規定により徴収委託をした者(以下「受託者」という。)に別記様式第12号による旧日本銀行新潟支店長役宅徴収事務委託証(以下「委託証」という。)を交付するものとする。

(徴収委託の告示及び公表)

第15条 市長は、第13条の規定により徴収委託をした場合は、その旨を新潟市公告式条例(昭和25年新潟市条例第37号)第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し、かつ、市公報への登載その他の方法により公表しなければならない。

(領収証書の交付)

第16条 受託者は、徴収委託を受けた使用料を徴収した場合は、領収証書を納入義務者に

交付しなければならない。

(徴収した使用料の払込み)

第17条 受託者は、徴収した使用料を徴収した日の翌日(その日が休館日又は日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日)までに会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(平19規則61・一部改正)

(徴収委託の解除)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収委託を解除するものとする。

- (1) 受託者が不正な行為をした場合
- (2) 受託者が市長又は会計管理者の指示に従わなかった場合
- (3) 受託者から徴収委託の解除の申出があった場合
- (4) その他市長が徴収委託をすることが不適當であると認めた場合

2 前項の規定により徴収委託を解除された者は、直ちに市長に委託証を返納しなければならない。

3 第15条の規定は、第1項の規定により徴収委託を解除した場合に準用する。

(平19規則61・一部改正)

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第13条から第18条までの規定及び別記様式第12号の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第61号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

品名	単位	利用区分	使用料の額
展示パネル	1枚	1回	100円
スポットライト	1個	1回	200円
ワイアレスアンプ	1式	1回	100円

備考 上表中「1回」とは、同一の利用者が利用する時間で翌日にわたらない時間をいう。

別記様式第1号(第2条関係)

<p>旧日本銀行新潟支店長役宅利用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)旧日本銀行新潟支店長役宅指定管理者</p> <p style="text-align: center;">住所(団体にあつては所在地)</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>下記のとおり申請します。</p>																									
利用目的及び内容																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">利用区分</th> <th style="width: 40%;">利用期間</th> <th style="width: 30%;">使用料</th> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 居間   <input type="checkbox"/> 茶の間  <input type="checkbox"/> 座敷   <input type="checkbox"/> 奥座敷  <input type="checkbox"/> 倉庫   <input type="checkbox"/> 附属設備                 </td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">                     年 月 日 時 分から                      年 月 日 時 分まで                 </td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">合計</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">円</td> </tr> </table>	利用区分	利用期間	使用料	<input type="checkbox"/> 居間 <input type="checkbox"/> 茶の間 <input type="checkbox"/> 座敷 <input type="checkbox"/> 奥座敷 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 附属設備	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円	合計		円																
利用区分	利用期間	使用料																							
<input type="checkbox"/> 居間 <input type="checkbox"/> 茶の間 <input type="checkbox"/> 座敷 <input type="checkbox"/> 奥座敷 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 附属設備	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円																							
合計		円																							
<p>注1 太線の枠内だけ記入してください。</p> <p>2 該当する項目の□にレ印をつけてください。</p>																									
上記のとおり許可してよろしいでしょうか。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">起案：</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>決裁：</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">決 裁</td> <td>許可：</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>許可番号：</td> <td>第</td> <td>号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付番号：</td> <td>第</td> <td>号</td> <td></td> </tr> </table>		起案：	年	月	日		決裁：	年	月	日	決 裁	許可：	年	月	日	許可番号：	第	号		納付番号：	第	号	
	起案：	年	月	日																					
	決裁：	年	月	日																					
決 裁	許可：	年	月	日																					
	許可番号：	第	号																						
	納付番号：	第	号																						

別記様式第2号(第2条, 第5条関係)

旧日本銀行新潟支店長役宅利用 変更許可申請書 取止申出書			
年 月 日			
(あて先)旧日本銀行新潟支店長役宅指定管理者  住所(団体にあつては所在地)  申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)  電話番号			
下記のとおり 変更したいので申請します。 取り止めたいので申し出ます。			
許可年月日・番号	年 月 日 第 号の の 変更・取止め		
理由			
変更事項	<input type="checkbox"/> 利用目的及び内容 <input type="checkbox"/> 利用区分 <input type="checkbox"/> 利用期間		
利用目的及び内容			
利用区分	利用期間	使用料	
<input type="checkbox"/> 居間 <input type="checkbox"/> 茶の間 <input type="checkbox"/> 座敷 <input type="checkbox"/> 奥座敷 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 附属設備	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円	
区 分	変更前	変更後	差 引
使用料計	円	円	円
注1 太線の枠内だけ記入してください。 2 該当する項目の□にレ印をつけてください。			
上記のとおり  許可 受理  か。  決 裁	許可 してよろしいでしょう  受理	起案： 年 月 日  決裁： 年 月 日  許可： 年 月 日  許可番号： 第 号  納付番号： 第 号	処 理 欄

別記様式第3号(第3条関係)

旧日本銀行新潟支店長役宅利用許可書		
		第 年 月 日 号の
様		
旧日本銀行新潟支店長役宅指定管理者		印
下記のとおり施設の利用を許可します。		
利用目的及び内容		
利用区分	利用期間	使用料
<input type="checkbox"/> 居間 <input type="checkbox"/> 茶の間 <input type="checkbox"/> 座敷 <input type="checkbox"/> 奥座敷 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 附属設備	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円
合計		円
許可条件		
注 施設の利用の際は、本書を役宅の係員に提示してください。		



別記様式第4号(第3条関係)

旧日本銀行新潟支店長役宅利用変更許可書			
			第 号の 年 月 日
様			
旧日本銀行新潟支店長役宅指定管理者			印
下記のとおり施設の利用の変更を許可します。			
許可年月日・番号	年 月 日 第 号の の変更		
変更事項	<input type="checkbox"/> 利用目的及び内容 <input type="checkbox"/> 利用区分 <input type="checkbox"/> 利用期間		
利用目的及び内容			
利用区分	利用期間	使用料	
<input type="checkbox"/> 居間 <input type="checkbox"/> 茶の間 <input type="checkbox"/> 座敷 <input type="checkbox"/> 奥座敷 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 附属設備	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円	
区 分	変 更 前	変 更 後	差 引
使用料計	円	円	円
許 可 条 件			
注 施設の利用の際は、許可書及び本書を役宅の係員に提示してください。			

別記様式第5号(第8条関係)

<p>旧日本銀行新潟支店長役宅使用料納付期日決定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)旧日本銀行新潟支店長役宅指定管理者</p> <p style="text-align: center;">住所(団体にあつては所在地)</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>下記のとおり納付期日の決定を申請します。</p>			
利 用 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
納 付 希 望 日	年 月 日	金 額	円
金 額 の 内 訳			
納付期日の決定を必要とする理由			
<p>注1 太線の枠内だけ記入してください。</p> <p>2 該当する項目の□にレ印をつけてください。</p>			
<p>上記のとおり、納付期日を決定してよろしいでしょうか。</p>		<p>起案： 年 月 日</p>	
		<p>決裁： 年 月 日</p>	
決 裁			<p>許可： 年 月 日</p>
			<p>許可番号： 第 号</p>
			<p>納付期日： 年 月 日</p>

別記様式第6号(第8条関係)

旧日本銀行新潟支店長役宅使用料納付期日決定通知書						
					第	号の
					年	月 日
様						
旧日本銀行新潟支店長役宅指定管理者					印	
下記のとおり納付期日を決定したので通知します。						
利 用 期 間	年	月	日から	年	月	日まで
納 付 期 日	年	月	日	金 額	円	
金 額 の 内 訳						

別記様式第7号(第9条関係)

<p>旧日本銀行新潟支店長役宅使用料免除申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 旧日本銀行新潟支店長役宅指定管理者</p> <p style="text-align: center;">住所(団体にあつては所在地)</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>下記のとおり免除を申請します。</p>			
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
使 用 料 の 内 訳			
免 除 前 の 額	円	免除申請額	円
免除を必要とする理由			
<p>注1 太線の枠内だけ記入してください。</p> <p>2 該当する項目の□にレ印をつけてください。</p>			
免除の理由		免除額の算出	
<input type="checkbox"/> 規則第9条第1項の表1該当 <input type="checkbox"/> その他( )			
<p>上記のとおり使用料を免除してよろしいでしょうか。</p>		起案：	年 月 日
		決裁：	年 月 日
		許可：	年 月 日
		許可番号：	第 号
決 裁			免除前の額： 円
			免 除 額： 円
			免除後の額： 円

別記様式第8号(第9条関係)

<p>旧日本銀行新潟支店長役宅使用料免除決定通知書</p>			
		第 年 月 日 号の	
<p>様</p>			
旧日本銀行新潟支店長役宅指定管理者		印	
下記のとおり使用料の免除を決定したので通知します。			
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
使 用 料 の 内 訳			
免 除 前 の 額	円	免 除 金 額	円
		免除後の金額	円
免除の理由 <input type="checkbox"/> 規則第9条第1項の表1該当 <input type="checkbox"/> その他( )		免除額の算出	

別記様式第9号(第10条関係)

旧日本銀行新潟支店長役宅使用料還付申請書				
				年 月 日
(あて先) 新潟市長				
住所(団体にあつては所在地)				
申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)				印
電話番号				
下記のとおり使用料の還付を申請します。				
利 用 期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
納 入 年 月 日	年 月 日	納 入 済 額	円	
還 付 申 請 額	円	還付申請額の内訳		
還付を受けようとする理由				
還 付 方 法	<input type="checkbox"/> 銀行窓口払い <input type="checkbox"/> 口座払い 金融機関： 銀行 支店 預金種別： <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号：			
注1 太線の枠内だけ記入してください。 2 該当する項目の□にレ印をつけてください。				
還付の理由及び額の算出				
上記のとおり使用料の還付をしてよろしいでしょうか。				起案： 年 月 日
				決裁： 年 月 日
				許可： 年 月 日
				許可番号： 第 号
決 裁	課長	課長補佐	係長	係
				納付済額： 円
				還付額： 円

別記様式第10号(第10条関係)

<p>旧日本銀行新潟支店長役宅使用料還付決定通知書</p>			
<p>様</p>		<p>第 号の 年 月 日</p>	
<p>新潟市長 印</p>		<p>新潟市長 印</p>	
<p>下記のとおり使用料の還付を決定したので通知します。</p>			
利 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで		
納 入 年 月 日	年 月 日	納 入 済 額	円
還 付 額	円	還付額の内訳	
還 付 の 理 由			
還 付 方 法	<input type="checkbox"/> 銀行窓口払い <input type="checkbox"/> 口座払い 金融機関： 銀行 支店 預金種別： <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号：		

別記様式第11号(第12条関係)

旧日本銀行新潟支店長役宅指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先)新潟市長

所在地

申請者 団体名及び代表者氏名

電話番号

旧日本銀行新潟支店長役宅の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。



別記様式第12号(第14条関係)

第 号

旧日本銀行新潟支店長役宅使用料徴収事務委託証

氏名又は名称

上記のものに旧日本銀行新潟支店長役宅の使用料の徴収事務を委託したことを証明する。

有効期限 年 月 日まで  
年 月 日

新潟市長 印

別記様式第1号(第2条関係)

別記様式第2号(第2条, 第5条関係)

別記様式第3号(第3条関係)

別記様式第4号(第3条関係)

別記様式第5号(第8条関係)

別記様式第6号(第8条関係)

別記様式第7号(第9条関係)

別記様式第8号(第9条関係)

別記様式第9号(第10条関係)

別記様式第10号(第10条関係)

別記様式第11号(第12条関係)

別記様式第12号(第14条関係)

平成15年11月28日

新潟市長 篠田 昭 様

新潟市歴史文化施設保存活用  
基本計画策定委員会

### 新潟市歴史文化施設保存活用基本計画の提案について

私たち新潟市歴史文化施設基本計画策定委員会では、市長の依頼を受け、市で所管している歴史文化施設（新潟市長公舎・旧日本銀行新潟支店長役宅・旧小澤家住宅）の保存活用について、別紙に掲げるスケジュールで検討を重ねてまいりました。この検討には歴史文化課をはじめ、各施設を所管する秘書課・管財課・国際課、また建築指導課・営繕課・街づくり推進課・中央地区担当・観光物産課・文化振興課と、歴史文化施設の保存活用に関係する各課が事務局として加わり、私たちと共同作業を行ってまいりました。

その結果、基本計画を別冊のとおりまとめましたので、ここに御提案いたします。この計画につきましては、約1か月間の意見募集や市民説明会における意見交換等で、市民の皆さまからいただいた御意見なども参考にしながら、最終的に決定いたしました。この計画に掲げた事項を推進し、歴史文化施設をただ公開するのではなく、積極的に活用していくことは、今後の新潟市のまちづくりや経済活性化にも大きな効果をもたらすものと私たちは認識しております。

つきましては、この計画に掲げた内容については、費用等の十分な検討や市民の意向も踏まえながら、市民に開かれた形で可能なものからすみやかに着手されますよう強く期待いたします。

なお、この計画では先に掲げた三施設の保存活用を中心といたしましたが、委員会としては市内の他地域や合併が見込まれる市町村に存在する歴史的建造物の取り扱いの検討や施設周辺の景観・環境の整備に向けた検討、またこれらの基礎となる調査の充実についても、その必要性を重視しております。これらにつきましては、計画の第5章においてあわせて御提案いたします。

## 新潟市歴史文化施設保存活用基本計画策定スケジュール

平成15年	6月11日	現地視察・第1回会議（市役所第2分館401会議室） 事務局説明・フリートーキング
	7月9日	第2回会議（旧小澤家住宅） 旧小澤家住宅の保存活用に係る検討
	8月6日	第3回会議（新潟市長公舎） 新潟市長公舎の保存活用に係る検討
	9月10日	第4回会議（旧日本銀行新潟支店長役宅） 旧日本銀行新潟支店長役宅の保存活用に係る検討
10月	8日	第5回会議（市役所第2分館401会議室） 新潟市歴史文化施設保存活用基本計画案策定
10月	20日	パブリックコメント募集開始
11月	1日	市民説明会（第6回会議，りゅーとびあ能楽堂）
11月	21日	パブリックコメント受付終了
11月	26日	第7回会議（行形亭） 新潟市歴史文化施設保存活用基本計画策定
11月	28日	計画提案

## 新潟市歴史文化施設保存活用基本計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属・役職等
座長	山崎 完一	市文化財保護審議会委員（建造物），一級建築士 株式会社グリーンシグマ常務取締役
	後藤 治	工学院大学助教授，元文化庁建造物課調査官，博士（工学） 一級建築士，NPO法人「街・建築・文化再生集団」理事
	黒野 弘靖	新潟大学工学部助教授，県文化財審議委員（建造物），博士（工学） 一級建築士，元市都市景観アドバイザー
	片岡 廣夫	元市都市景観アドバイザー，株式会社漣環境計画代表取締役社長 技術士，一級土木施工管理技士
	大倉 宏	美術評論家，新潟下町の歴史的景観を愛する会・新潟の町屋を生かす会・ 新潟絵屋代表，元市美術館学芸員
	安田（丸藤）文子	ミカユニバーサルデザインオフィス社員 NPO法人「まちづくり学校」運営委員（理事）
	行形 和也	株式会社行形亭代表取締役社長（国登録有形文化財所有者） 新潟商工会議所常議員
	南波 弘	公募委員
	坪井 蓉子	公募委員

# 新潟市歴史文化施設保存活用基本計画について

## 第1 計画策定委員会について

市で所管する歴史文化施設（新潟市長公舎・旧日本銀行新潟支店長役宅・旧小澤家住宅）の保存活用について調査検討するため、有識者・市民からの公募委員等によって構成される新潟市歴史文化施設保存活用基本計画策定委員会が本年5月に発足した。

同委員会では、6月より実地で議論を重ね、計画案への意見募集・市民説明会を経て、「新潟市歴史文化施設保存活用基本計画」を策定した。そして、11月28日に市長は同委員会からの提案を受けた。

委員会の構成及び計画提案にいたる経過は以下のとおりである。

### 1 計画策定委員会の構成

#### (1) 委員名簿

	氏名	役職等
座長	山崎 完一	新潟市文化財保護審議委員（建造物）
	後藤 治	工学院大学助教授・元文化庁建造物課調査官
	黒野 弘靖	新潟大学工学部助教授・新潟県文化財保護審議委員（建造物）
	片岡 廣夫	元新潟市都市景観アドバイザー
	行形 和也	榊行形亭代表取締役（文化財所有者）・新潟商工会議所常議員
	大倉 宏	美術評論家・新潟下町の歴史的景観を愛する会代表
	丸藤 文子	ミカユニバーサルデザインオフィス社員・NPO まちづくり学校理事
	南波 弘	市民からの公募委員
	坪井 蓉子	市民からの公募委員

#### (2) 事務局

歴史文化課（担当課）、秘書課・管財課・国際課（施設所管課）

建築指導課、営繕課、中央地区担当、街づくり推進課、観光物産課、文化振興課

### 2 計画提案までの経過

月日	内容	会場	議題等
6/11	現地視察・第1回会議	市役所2-401	事務局説明・自由討議
7/9	第2回会議	旧小澤家住宅	小澤邸の保存活用
8/6	第3回会議	市長公舎	市長公舎の保存活用
9/10	第4回会議	旧日銀支店長役宅	旧日銀支店長役宅の保存活用
10/8	第5回会議	市役所2-401	保存活用基本計画案策定
10/20	パブリックコメント受付（～11/21、約1か月間）		
11/1	第6回会議	りゅーとぴあ能楽堂	基本計画案市民説明会
11/26	第7回会議	行形亭	計画の最終確認・策定
11/28	市長への提案		

## 第2 提案された計画の概要について

委員会が市長へ提案した計画の概要は以下のとおりである。

### 1 計画の目的

歴史的建造物は、先人からの遺産であると同時に、まちづくり上の資産ともなる。

本計画では、市で所管する三つの歴史文化施設を湊町から発展した新潟の近代化を象徴する貴重な歴史的・文化的資源として位置付け、その保存・活用の原則と方向性を定める。

この計画に掲げる内容について、可能なものからすみやかに着手することを提案する。

### 2 計画の基本原則

- (1) 現地・現状での保存
- (2) 市民に開かれた公の文化施設としての活用
- (3) 管理運営を民間団体に委ねる（指定管理者）

### 3 施設ごとの方針（保存・整備・活用）について

施設 項目	新潟市長公舎	旧日本銀行 新潟支店長役宅	旧小澤家住宅
保 存	○国の文化財登録原簿への登録申請 ○市の景観形成地区への追加指定申請		○市の文化財指定を申請 （敷地・外構を含む）
整 備	○腐朽・劣化部分の改修（市民に開かれた形で） ○庭園の整備		○詳細調査に基づく相応 の解体修復 ○庭園の復原整備
活 用	○市政記念展示コーナー ○迎賓機能の維持（当面） ○喫茶室等の設置 ○それ以外は市民の利用 可能（部屋の貸し出し）	○多目的芸術・文化活動 の場を市民に提供 （部屋の貸し出し） ○喫茶室等の設置	（整備後） ○国際・国内交流の場 ○「下町」周遊の拠点 としての活用 （ガイダンス機能等）

※ いずれも一般見学は可能

### 4 今後への提言

- (1) 調査の充実  
市内の歴史的建造物の追跡調査，歴史的建造物に付随する庭園調査
- (2) 歴史文化施設周辺の景観・環境の整備  
歴史的町並み地区（旧小澤家住宅周辺），景観形成地区（西大畑・二葉町等）
- (3) その他  
施設連携による中心市街地の周遊性の向上  
駐車場の整備と自家用車に代わる交通手段の検討  
民間所有・合併市町村の歴史的建造物の取り扱いに係る調査検討と展望

# 新潟市歴史文化施設 保存活用基本計画

平成15年11月

新潟市歴史文化施設保存活用基本計画策定委員会

# 目 次

## 第 1 章 計画の概要

- 第 1 節 計画の目的
- 第 2 節 計画の対象及び範囲
- 第 3 節 計画の実施について
- 第 4 節 計画の基本原則

## 第 2 章 新潟市長公舎について

- 第 1 節 施設の概要及び評価
- 第 2 節 保存に係る方針
- 第 3 節 整備に係る方針
- 第 4 節 活用及び管理運営に係る方針

## 第 3 章 旧日本銀行新潟支店長役宅について

- 第 1 節 施設の概要及び評価
- 第 2 節 保存に係る方針
- 第 3 節 整備に係る方針
- 第 4 節 活用及び管理運営に係る方針

## 第 4 章 旧小澤家住宅について

- 第 1 節 施設の概要及び評価
- 第 2 節 保存に係る方針
- 第 3 節 整備に係る方針
- 第 4 節 活用及び管理運営に係る方針

## 第 5 章 今後への提言

- 第 1 節 調査の充実
- 第 2 節 施設周辺の景観及び環境の整備
- 第 3 節 その他



# 第 1 章 計画の概要

## 第 1 節 計画の目的

歴史的建造物は、先人の生き様を伝えるかけがえのない文化遺産です。それを一度失えば、同じものを取り戻すことは出来ません。そのため、旧新潟税関庁舎や新潟県議会旧議事堂のような重要な歴史的建造物については、貴重な文化財として保護されてきました。

また、歴史的建造物は遺産であると同時に、活用することによってまちづくりにとっての資産ともなるものです。近年では、このような認識に基づいて歴史的建造物を積極的に活用することで、景観形成・住環境向上等による都市環境の快適化、観光・市街地活性化等による対外的な都市イメージの明確化、ひいては地域におけるアイデンティティ形成を図る動きが各地で広がり、一定の成果を挙げています。

新潟市は、市政運営の基本的指針である新潟市第四次総合計画の基本構想において、「市の歴史や伝統に根ざした優れた特性をさらに伸ばし、時代の潮流に的確に対応した市民主体のまちづくり」への決意を表明しました。さらに「文化遺産の保存と活用」や「指定されている歴史的建築物や商都として栄えた当時の面影を残す数多くの建築などの保全・修復・活用」を基本計画・実施計画に掲げています。また、これを基本とする各分野の基本計画においても、(表 1) のように歴史的建造物の保存活用の推進が重視されています。

(表 1) 歴史的建造物の保存活用に関する各分野の基本計画

計画名	内容 (抜粋)
新潟市都市計画基本方針	地区特有の雰囲気演出している歴史的建築物や建造物、文化伝統などについては積極的に保全し、これらを活用したまちづくりを目指す
新潟市都市景観形成基本計画	歴史的建築物・構築物の利用として、新潟らしさを感じさせる建物や土木構築物の発掘・保全を図るとともに、復元・活用を検討する
新潟市文化振興ビジョン	港町・商都としての面影を残す歴史的環境や、歴史の深みを感じさせる建築物などの保存・復元・活用を進めるなどのまち並みの整備を進める

新潟市歴史文化施設保存活用計画では、先に掲げた諸計画に基づいて、市で所管する歴史文化施設を**湊町から発展した新潟の近代化を象徴する貴重な歴史的・文化的資源**として位置付け、その保存及び活用の原則と方向性を定めます。

なお、市に対してはこの計画を補完する具体的な検討を十分に行われるよう強く希望します。

## 第2節 計画の対象及び範囲

この計画は、次に掲げる施設の建物及び敷地（庭園・外構等を含む）を対象とします。なお、計画の実施に当たっては、周辺の景観にも配慮するよう提案します。

- 1 新潟市長公舎（西大畑町）
- 2 旧日本銀行新潟支店長役宅（西大畑町）
- 3 旧小澤家住宅（上大川前通 12 番町）

## 第3節 計画の実施について

委員会としては、この計画に掲げる内容について、**可能なものからすみやかに着手すること**を強く提案します。

## 第4節 計画の基本原則

委員会としては、この計画の策定に当たって、次に掲げる三点を基本原則としました。

- 1 保存については、**現地・現状での保存**を基本とします。
- 2 活用については、**市民に開かれた公の文化施設として活用**することを基本とします。なお、その方法については施設が持つ個性や立地条件に基づいたものとします。
- 3 管理運営については、民間の活力を積極的に導入し、市民のニーズに柔軟に対応出来るようにするために、**施設の価値を尊重し、先に掲げた活用の趣旨を実現できる団体に委ね、具体的な内容は市や専門家と十分協議していく**ことを基本とします。

委員会においては、これらの基本原則によって歴史文化施設の持つ価値と個性を最大限に発揮することが出来ると思います。同時に、それらの価値と個性を維持していくためには、建築や庭園に関する**専門家の指導・助言が不可欠**だと考えます。

また、新潟市長公舎と旧日本銀行新潟支店長役宅については、近距離に位置しているということもあるので、活用及び管理運営における緊密な連携が望ましいと考えます。

## 第2章 新潟市長公舎について

### 第1節 施設の概要及び評価

#### 1 概要

名称	新潟市長公舎	所在地	新潟市西大畑町 5927-9
敷地面積	2,195.57 m <sup>2</sup>	庭面積等	1,500.00 m <sup>2</sup>
建物延床面積	307.36 m <sup>2</sup>		
建造年代	1922（大正 11 年）	構造形式	木造平屋建て
付属施設	なし	所管課	秘書課
一般公開	平成 15 年 2 月・4 月に実施		

#### 2 評価

##### （1）歴史的評価

新潟市長公舎は、中廊下式住宅の典型例の一つで、大正 11 年に建てられました。中廊下式住宅とは、家の一部に洋風を採り入れた和洋折衷の住宅のことで、中廊下によって間取りが区分され、玄関の脇の一室を板床の洋風応接間とするものです。このような様式は明治末期から大正期にかけて都市の俸給生活者の間で流行したもので、市長公舎は市内におけるその先駆的存在であったとの指摘もあります。

歴代市長が居住・執務、そして重要な賓客を招く場として使用してきた施設であり、市政史上の記念性が高いものです。また、政令指定都市・中核市レベルの大都市で現存する戦前期の市長公舎はほとんどなく、新潟市長公舎は現存最古の市長公舎といえます。

##### （2）文化的評価

外観等は旧県知事公舎（明治 42 年竣工、現在は新発田市に移築）にならった可能性が高く、応接室の内観は高い天井、縦長窓、腰壁で構成され、洋風建築のプロポーションを保っています。既成市街地の郊外に開かれた住宅地（西大畑・二葉町周辺等）に多く造られた洋風住宅の模範例として、周辺の住文化に影響を与えたものと思われます。

また、平成 4 年に造られた庭園は、川村修就の時代に植えられたと思われるマツ群を残し、海岸砂丘の面影を今に伝えるとともに、枯山水等の伝統的庭園様式と機能的な芝庭を巧みに調和させた、新潟の現代庭園を代表する一つです。

##### （3）まちづくり上の評価

白い下見板張りの洋風応接室を道路側に寄せ、市政の殿堂としてのシンボル性を示すとともに、塀越しに見える樹木が当該地区にとって貴重な緑の街路景観を呈しています。また敷地が都市景観形成地区に隣接しており、周辺的美観形成に資することが出来ます。

西大畑周辺には、登録文化財や文化施設が多く集積しており、それらとの連携により、地域振興に資することが出来ると思われます。

駐車場（10 台程度駐車可）もあり、バス停留所も付近にあるので利便性は確保されています。

### 3 市民からの要望等

建物については、保存・公開に関する要望が多いです。また高級住宅地として知られる西大畑周辺のシンボリックな存在になりうるとの意見もあります。現行の公舎機能（市長の居住・賓客の接遇等）については、存続・廃止の両論があります。

活用については、余り利用されていなくてもったいないという認識から、市民が利用できる施設としての活用を求めるものが多いです。具体的には、景観形成活動や文化活動の場としての活用（部屋の貸し出し）や展示施設としての活用（文学館・ギャラリー・市政記念館）、地域コミュニティの中での活用（周遊の休憩所・集会場・世代間交流）等があります。また、庭については名園との評判が高く、庭を使ったイベントへの要望が多いです。

管理運営のあり方については、市直営よりはNPO・自治会等による柔軟な管理運営によって、市民が利用しやすい体制にしてほしいとの要望が多くありました。

その他、交通面での改善点（歩道の問題等）や塀・外壁の補修について指摘がありました。

## 第2節 保存に係る方針

### 1 建物

建物の価値については、先に掲げた評価に加え全国的な「近代和風建築総合調査」が進むことで、より明確になると考えられます。

そのため、まず文化庁に対して**文化財登録原簿への登録申請**を提案します。

### 2 敷地

敷地については、隣接する**都市景観形成地区指定区域（二葉町1丁目1区）への追加指定申請**を提案します。

## 第3節 整備に係る方針

概要調査による指摘に基づき、次に掲げる改修を実施することを提案します。

- (1) 瓦の全面葺き替え、屋根・小屋組の腐朽部分の補修・補強
- (2) 土台・外壁・洋風応接室玄関の腐朽部分の補修・修復
- (3) 樋の詰まりの解消
- (4) 外壁の塗装の塗り替え
- (5) 塀の改修・整備
- (6) 庭園の整備
- (7) 必要な防災・防犯設備の設置
- (8) その他、必要と認められる補修

なお改修に当たっては、市民がペンキを塗るなど市民も参加できる部分を設けるなどの工夫があると、より市民に親しまれる施設になると考えます。また、塀の改修に当たって

は、塀に囲まれることによって生まれる庭園の雰囲気を損なうことのないように、今後慎重に検討するよう提案します。

#### 第4節 活用及び管理運営に係る方針

活用については、市民からの要望に配慮しながら、次に掲げる方針を提案します。また、管理運営については、次に掲げる方針を実現することが出来る団体に委ねることを提案します。

- (1) 歴代市長が居住したという本来の機能から生じた、市政史上の重要な場としての特性を尊重し、**市政を記念した展示コーナー**を設置します。
- (2) 続き間座敷については、市による従来の**迎賓機能を当面維持**します。なお、迎賓機能で使用しない時は、**続き間座敷・洋風応接室を貸し出し、景観形成活動や芸術・文化活動の場を市民に提供**することとします。
- (3) **喫茶室等の設置を可能**とします。
- (4) 従来、居住空間として利用されてきた部分については、管理のために必要な機能を中心に活用するものとします。
- (5) 整備された庭園については、適正な維持管理を図り、市民が鑑賞出来るようにします。また、庭園の価値を損なわないために必要な一定のルールの下で、**庭園を活かしたイベント**（茶会・音楽会等）を開催できるようにします。
- (6) **現状維持**を原則とします。  
ただし、活用のために必要な改変を希望する場合は、市と十分に協議することとします。
- (7) **一般見学を可能**とします。

## 第3章 旧日本銀行新潟支店長役宅について

### 第1節 施設の概要及び評価

#### 1 概要

名称	旧日本銀行新潟支店長役宅	所在地	新潟市西大畑町 5218-1
敷地面積	1,731.37 m <sup>2</sup>	庭面積等	1,337.29 m <sup>2</sup>
建物延床面積	385.99 m <sup>2</sup>		
建造年代	1933（昭和8年）	構造形式	木造二階建て
付属施設	木骨コンクリート造倉庫1棟	所管課	管財課
一般公開	公開中（平成12年より）		

#### 2 評価

##### （1）歴史的評価

旧日本銀行新潟支店長役宅は、昭和8年に建設された近代和風住宅です。日本銀行が直接設計を行い、完成度が極めて高いものです。中廊下によって空間を明確に区分するとともに、二階にも続き間座敷が確保されています。一階続き間の座敷を家族の居間と重ねる構成は昭和期中廊下式住宅の典型といえます。

歴代日銀支店長が居住・執務、そして重要な賓客を招く場として使用してきた施設であり、地域経済史上の記念性が高いものです。また、戦前の日銀支店長役宅で現存するのは、新潟と福島（昭和2年）の二つのみですので、その点でも希少性が高いといえます。

##### （2）文化的評価

民家建築のように構造材そのままを見せないのが、内部空間自体の表現はおとなしいですが、木材は台湾ヒノキ、スギの良材を用い、要所にいわゆる銘木を用いています。

また、建物と同時に築かれた庭園は露地風平庭で、奥庭や勝手庭には砂丘地形とともに砂丘列のクロマツが残っています。前庭・主庭・中庭・奥庭・勝手庭で構成され、伝統的形式美と実用的な機能が明確に区分されています。建築の空間機能と庭の景の連動を強く意識した庭園構成には優れたものがあります。

地方色は余りありませんが、既成市街地の郊外に開かれた住宅地に多く造られた、洋室を持つ近代和風住宅の典型例として、周辺の住文化と相互に影響しあったものと思われます。

##### （3）まちづくり上の評価

敷地の周囲は塀によって囲まれています。敷地内に植えられた多くの樹木が塀越しに見えることで、当該地区にとって貴重な緑の街路景観を呈しています。市長公舎と同様、周辺の登録文化財や文化施設との連携により、地域振興に資することが出来ると思われま。また都市景観形成地区に近接しており、周辺の美観形成に資することが出来ます。

駐車場はありませんが、バス停留所がすぐ近くにあり利便性は確保されています。

### 3 市民からの要望等

購入当初は保存について賛否両論ありましたが、公開によって市民に定着したことにより、現在では保存を求める意見が多くなっています。

活用については、伝統文化活動・福祉活動・まちづくり活動等、市民の自主活動の場としての多目的な活用や文化施設としての活用（創作工芸館、書画・写真の展示、マンガ館、歴史資料館、文学館）、観光資源としての活用等への要望が多くありました。その他、公舎機能を移転させてはどうかという意見や、具体的な利用方法について市民等を対象とした提案コンペで決定してはどうかとの意見もありました。

管理運営のあり方については、NPO等による柔軟な管理運営を求める声が多くありました。また、入館料・使用料の徴収については賛否両論があります。また、利用者に歴史的・文化的価値を踏まえた利用上の節度を求める意見もあります。

その他、駐車場・駐輪場の問題の解決を求める意見が大変多くありました。

## 第2節 保存に係る方針

### 1 建物（主屋・倉庫）

建物の価値については、先に掲げた評価に加え全国的な「近代和風建築総合調査」が進むことで、より明確になると思われます。

そのため、まず文化庁に対して**文化財登録原簿への登録申請**を提案します。

なお、門・塀については、建物と同時に建設されたものであることから、その保存については今後慎重に検討するよう提案します。

### 2 敷地

敷地については、近接する**都市景観形成地区指定区域（二葉町1丁目1区）への追加指定申請**を提案します。

## 第3節 整備に係る方針

概要調査による指摘に基づき、次に掲げる改修を実施することを提案します。

- (1) 屋根全体の調査，屋根・小屋組・天井の部分補修（雨漏りによる腐朽防止）
- (2) 二階西側の沈下防止のための補強
- (3) 庭園の整備
- (4) 必要な防災・防犯設備の設置
- (5) その他，必要と認められる補修

なお改修に当たっては、市民に現場を公開するような工夫があると、より市民に親しまれる施設になると考えます。また庭園の整備に当たっては、塀に囲まれることによって生まれる雰囲気にも配慮するよう提案します。

#### 第4節 活用及び管理運営に係る方針

活用については、市民からの要望に配慮しながら、次に掲げる方針を提案します。また、管理運営については、次に掲げる方針を実現することが出来る団体に委ねることを提案します。

- (1) 昭和初期に建てられた完成度の高い和風建築が持つ雰囲気を活かし、**市民の多目的な芸術・文化活動のために、続き間座敷（一階2か所・二階1か所）と倉庫を貸し出します。**また、そこで**自主的に幅広く企画展示会等の事業を行うことも可能**とします。
- (2) **喫茶室・売店等の設置を可能**とします。
- (3) 従来、居住空間として利用されてきた部分については、管理のために必要な機能を中心に活用するものとします。
- (4) 庭園については、モダンな庭園様式をとどめた築造当初の機能区分を尊重した活用を中心とします。
- (5) **現状維持**を原則とします。  
ただし、活用のために必要な改変を希望する場合は、市と十分に協議することとします。
- (6) **一般見学を可能**とします。



## 第4章 旧小澤家住宅について

### 第1節 施設の概要及び評価

#### 1 概要

名称	旧小澤家住宅	所在地	新潟市上大川前通 12 番町 2733
敷地面積	1,626.44 m <sup>2</sup>	庭面積等	933.76 m <sup>2</sup>
建物延床面積	916.93 m <sup>2</sup>		
建造年代	主屋・道具蔵：明治前期 新座敷・離座敷・家財蔵： 明治末～大正期に増築	構造形式	木造三階建て
付属施設	土蔵 2 棟・蔵前	所管課	国際課
一般公開	平成 15 年 10 月に実施（庭園のみ）		

#### 2 評価

##### (1) 歴史的評価

旧小澤家住宅の主屋は明治 13 年大火直後の建築と推定され（道具蔵はそれ以前か）、旧新潟町に現存する町家では最も古いものの一つとして位置付けられます。また、明治末期に増築されたと推定される新座敷・離座敷・家財蔵、庭園が一体として、明治期に成長した豪商の屋敷構えを今に伝えるものとして貴重です。

また小澤家歴代当主が、近現代の新潟の政財界に果たした役割は大きく、その意味での記念性があります。

##### (2) 文化的評価

増築された座敷については、燕喜館（旧斎藤家住宅、小澤家と姻戚関係にあった）との類似性が認められ、随所に技巧をこらした造りとなっています。また、二階座敷を道路側に張り出す町家の形式は、古町通・上大川前通・湊町通に多く存在するもので、この地区特有の町並みを形成しています。この二階座敷には新潟まつりの棧敷としての役割も果たしていたといわれています。

座敷が増築された明治末期から大正期に築造されたと思われる庭園は、石組み等に見られる伝統的な造園手法と芝庭等のモダンな庭園様式が見られます。各地から船でもたらされた景石・飛石・灯籠等からは、当時の豪商の暮らしぶりがうかがえます。

技巧をこらした建築・庭園は回船問屋を営んでいた当時の商家の趣を今に伝えるものであり、それらが新しい文化的発信（新潟らしさのアピール）につながる可能性は高いと思われます。

##### (3) まちづくり上の評価

上大川前通から茂作小路にかけて続く板塀が景観形成上のアクセントとなっています。また見越しのマツが当該地区にとって貴重な緑の街路景観を呈しています。茂作小路で幼少期を過ごした画家・三芳悌吉の『砂丘物語』にもよく登場しています。

下本町市場の導入路に位置し、徒歩や車でのアクセスを容易にしているため、旧小澤家住宅を起爆剤とした「下町」・中心市街地活性化の可能性もあります。

また、旧小澤家住宅の周辺（本町通・上大川前通 11～12 番町，本町通 13～14 番町の一帯）には古くからの町家が多く、その中核として近隣の歴史的景観形成に寄与することが出来ます。また、平成 16 年 3 月開館予定の歴史博物館との連携も期待されます。

駐車場はありませんが、バス停留所が付近にあり、利便性は確保されています。

### 3 市民からの要望等

公開への要望が大変多くありました。また、周辺地域との一体性・連携を重視するものが多くあります。具体的には、旧小澤家住宅周辺に残る歴史を感じさせる町並みの拠点として、地区全体を視野に入れた視点での活用方法の検討を求める意見や、「野外博物館」（様々な見どころが点在）としての「下町」の中心として位置付ける意見がありました。また、国土交通省が選定した「くらしのみちゾーン」（豊照入舟地区）の中央の軸線となる早川堀と歴史博物館，旧小澤家住宅を三点セットとして、「下町」活性化の仕掛けづくりを求める意見がありました。

活用については、国際交流拠点としての活用や展示施設としての活用（歴史博物館の別館，風景画・美術工芸品等の展示），「下町」コミュニティの情報発信・交流施設としての活用を求める意見がありました。

管理運営のあり方については、行政・有識者・地元住民等で構成する運営委員会方式や、地域住民・NPO法人・街づくりグループと行政との協働を求める意見等がありました。

その他、見学のための分かりやすい説明・映像展示等を求める意見，バスや駐車場の問題を解決するための手段としての周遊バスやパーク・アンド・ライドの検討を求める意見，下町活性化の仕掛けとして、早川堀の復活・両岸の遊歩道化や対岸との渡し舟運航の検討を求める意見等がありました。

## 第 2 節 保存に係る方針

建物の価値については、先に掲げた評価に加え全国的な「近代和風建築総合調査」が進むことで、より明確になると思われます。

ただしこの旧小澤家住宅は、旧新潟町に現存する最古の町家の一つと考えられ、明治期に発展した屋敷構えがほぼ完全な形で残っています。このように市内における「原点」と見なせる類例はほとんどなく、市にとって極めて貴重ですので、市教育委員会に対して、**まずすみやかに市文化財指定を申請**することを提案します。

なお指定に当たっては、**建物のみならず敷地・外構を一体として指定**することをあわせて提案します。

## 第 3 節 整備に係る方針

### 1 建物

#### (1) 主屋・奥座敷・新座敷・離座敷

地盤の悪化による不陸が顕著で、建物全体にねじれが生じています。構造的に不安定なところもありますので、相応の解体修復を前提とすることを提案します。

(2) 土蔵（道具蔵・家財蔵）

活用のために必要な内外装の改装・修復を施すことを提案します。

(3) 蔵前・蔵跡空地

活用のためのバックヤードとして必要な機能を補充することを提案します。

(4) 塀・外壁

景観上の重要な要素として、復原整備することを提案します。

(5) その他

建物用途に見合った防災・防犯設備を設置することを提案します。

なお、整備に伴って生じる、都市計画法・建築基準法・道路法・消防法等の規制に係る諸問題については、文化財保護の観点から十分検討し、関係機関との協議等によって現状保存を図るよう求めます。

## 2 庭園

庭園については、築造された当初の姿からの改変が著しいので、十分検討した上で復原整備することを提案します。

このことは、文化財建造物としての建物の魅力を向上させることにもつながり、国内外の賓客をもてなすのにふさわしい状態にすることでもあります。

## 3 その他

整備に当たっては、その途中経過に関する報告等の情報提供を行い、市民の関心を高めるよう提案します。

### 第4節 活用及び管理運営に係る方針

活用については、市民からの要望に配慮しながら、次に掲げる方針を提案します。また、管理運営については、次に掲げる方針を実現することが出来る団体に委ねることを提案します。

(1) 寄贈の趣旨を尊重し、**国際及び国内交流の場として新座敷を活用**します。

(2) **「下町」周遊の拠点として活用**します。例えば主屋については、店・通り土間を復原し、かつての町家の雰囲気由来館者に伝えます。また店には「下町」散策のガイド機能を持たせます。

道具蔵は内外装を改装し、かつての「下町」の風情をしのばせる風景画・写真の展示を行います。また離座敷では、寄贈者である小澤家の歴史に関する展示を行います。これらに対応するため家財蔵は、従来どおり資料等の収蔵に使用します。

(3) 奥座敷は、管理のために必要なスペースとします。

(4) 整備後は、**一般見学を可能**とします。

## 第5章 今後への提言

この章では、この計画と関連して委員から提示された意見を、市への提言として整理しました。委員会としては、市が次に掲げる提言について十分に検討されることを強く期待します。

### 第1節 調査の充実

- 1 平成4・5年度に行われた歴史的建造物保存対策調査から10年が経過するので、市内の歴史的建造物に関する追跡調査を行う必要があります。その際に、市民に情報を求めるなど開かれた形で調査を行う必要があります。
- 2 都市における貴重な緑の保全という観点から、市街地に残る庭園の状況についても調査し、現況を把握する必要があります。

### 第2節 施設周辺の景観及び環境の整備

- 1 旧小澤家住宅周辺に現存する歴史的建造物・景観を、旧新潟町の面影を残す歴史的町並み地区として市で位置付け、その保全を図る必要があります。
- 2 新潟市長公舎・旧日本銀行新潟支店長役宅周辺（西大畑・二葉町）に現存する歴史的建造物・景観については、景観形成地区指定区域の拡大等により、その保全を図る必要があります。
- 3 緑の少ない中心市街地に残る庭園の緑を、貴重な都市の緑として位置付け、オープンガーデン等によって、市民が親しめるように活用を図る必要があります。

### 第3節 その他

- 1 歴史文化施設の活用をより充実させるためにも、旧小澤家住宅と歴史博物館、新潟市長公舎・旧日本銀行新潟支店長役宅と美術館・會津八一記念館といった形で、周辺にある文化施設・観光スポット等との連携を重視する必要があります。  
このことは、中心市街地の周遊性を向上することにつながると考えられます。
- 2 先に掲げた周遊性の向上と関連して、白山公園から砂丘に沿って旧税関庁舎にいたる弓形のゾーンは、新潟の歴史を感じさせる一つの都市軸として位置付けられると考えられます。

- 3 自家用車への対応として駐車場の整備を充実させるとともに、自家用車に代わる交通手段として周遊バス・レンタサイクルの充実やパーク・アンド・ライドについて検討する必要があります。
- 4 この計画で取り上げなかった、市内に存在する他の歴史的建造物や、合併が見込まれる市町村の歴史的建造物の取り扱いについても、今後十分に調査検討し、市として将来の展望を持つ必要があります。
- 5 この計画で提案した事項や、先に掲げた提言については、次に掲げる事項に留意しながら、その実現を推進する必要があります。
  - (1) 市民の意向を十分に尊重します。
  - (2) 民間団体との連携を強化します。
  - (3) 市内部における関連部局の協力体制を緊密なものとしします。

# 新潟市歴史文化施設保存活用基本計画（案）への 意見（パブリックコメント）と回答

新潟市歴史文化施設保存活用基本計画策定委員会

私たちの委員会で、10月にとりまとめた標記計画（案）について、10月20日から11月21日までの約1か月間、市民の皆さまから御意見（パブリックコメント）を募集したところ、以下のコメントをいただきました。

私たちの計画策定に御協力くださりまして、誠にありがとうございました。  
いただいたコメントにつきまして、委員会として以下のように回答いたします。

記

## <コメント1>

3つ建物があることから共通のテーマにおける活用が良いと思います。  
調度3つありますので、水島新司、高橋留美子、魔夜峰央、各漫画家の記念館が良いと思います。

また、食の陣の際に一般開放して会食ができると良いと思います。

## <コメント1への回答>

この計画の策定に当たり、委員会でも市民の皆さまの御意見・御要望を積極的に集めるよう心がけてまいりました。その中で、御提案と同じような趣旨の御意見・御要望もございました。それらにつきましては、計画の中に掲載されたものもございました。そのような多様な御意見・御要望を参考にしながら、委員会はそれぞれの施設が有する価値を踏まえた活用の基本的な考え方を検討し、この計画で提示いたしました。

したがって、御提案いただいた内容につきましては、具体的な活用手法の一つとして含むことが出来ると考えております。但し、漫画家の記念館というような特定の内容につきましては、広く市民の皆さまから多目的に施設を活用していただきたいというこの計画の趣旨に照らして、常設ではなく企画展のような形態が望ましいと委員会は考えております。

## <コメント2>

計画（案）はとても良いと思います。

三施設の保存活用のみならず、高杉家保存活用、小川家移築再建など、他の歴史的建造物も生かした街づくりを進めていってほしいと思います。

## ＜コメント2への回答＞

委員会では、主に市長から依頼を受けた三施設の保存・活用について、検討を重ねてまいりました。しかしながら、御指摘のとおり今後市内に所在する他の歴史的建造物をどのように扱うか、どのようにそれらを新潟らしいまちづくりにつなげていくかにつきましても、十分に検討する必要があると認識しております。このことにつきましては、第5章において市長へ提案いたします。

また、市当局がそのような検討を行う際には、市民の皆さまと議論する機会を持ち続けていく必要があると、委員会は考えております。

## ＜コメント3＞

### 1. 歴史的文化的都市としてのグランドデザインを描く

今回俎上にあげられている3つの建造物（日銀支店長宅、市長公舎、旧小沢邸）の扱いについて、その価値論からスタートさせて、財政的視点を踏まえ具体的な方向性を打ち出しひとつの結実を見せつつあることは、一市民として大変嬉しく思っております。

そんな中で気になるのが、歴史的文化的都市としてのグランドデザインをどう描くかという視点からも、考えていく必要があるなということです。本日のPDにおいて質問の最後に出ていた件（スママセンが私です）、の趣旨はそういうふうに捉えていただきたいと思えます。つまり3施設をひとつの「処理案件（言葉としてやや不適切かもしれませんが）」として考えるのか、歴建をオープンに議論していく「端緒」と捉えるのかということで、そこへの意識を本議題のクロージング内容にぜひ盛り込んでほしいのです。この点について、篠田市長ならびに山崎委員長の総括からも、心強い回答をいただいたと感謝しております。今回の議論の水面下にある他の歴史的文化的価値のある建物も、その殆どが個人もしくは会社所有の建物となっている現状も踏まえ、いま一度グランドビジョンを示していく必要があるのではないかと考えます。

### 2. スポットライトを浴びる三施設をモデルにして、次につなぐ

平成4～5年に歴史的建造物保存対策調査されたとのことですが、「ビジターに見せるものがない」と言いつつも、まだ多くの歴史的建造物が残っている現実がそこで見えています。その調査の詳細はわかりませんが、おそらくその多くが個人・法人所有となっており、中には複雑な権利関係のなかで手を入れられず、また一方で空家となり放置されているものもあるやに聞いています。今後そういった建物が、当事者間で十分な存在価値を認識されぬまま、むざむざ壊されていくことのないように、一刻も早い保全への対応も望まれます。そういった建物の所有者にたいする啓蒙、あるいは再利用へのイメージーションを膨らませて、民活を触発させるような提案がここで出来ればよいと思えます。

### 3. 歴史的建造物は私有財産であっても、公共財でもあるとの意識を広める

歴史の荒波にもまれながらも、耐え残ってきたある程度の年数の経った建物には、現代の建築技術の進歩の中で失われてしまったものや、大倉さんの言うように美的感覚を触発されるものも多く存在します。私有財産への制約あるいは、金銭的補助などに際して起

りうる税の公平性の議論など多くの障害はあるとは思いますが、やはり市民意識のなかにそれらの原理原則とともに「歴史的建物は公共財である」との意識を併せて植え付けていくことはできないものではないでしょうか。 ナショナルトラストも「受け継ぐかたち」としてのひとつの最終型なのではないかと、やはり「古い＝貴重で代替がきかない」「古い＝価値がある」との思いとともに、もはや個人で守れなければ、皆で守っていただくか否か議論すべきものであることを、所有者ひとりひとりに植え付けて、公の場で議論していく機会を増やしていく必要性も感じます。 今回の委員会を発展的に止揚させていくためにも、ぜひこのあたりの議論（あるいは次への問題提起）も加えていただきたいものです。 以上

### <コメント3への回答>

委員会では、主に市長から依頼を受けた三施設の保存・活用について、検討を重ねてまいりました。しかしながら、御指摘のとおり今後民間所有の歴史的建造物をはじめ、市内に所在する他の歴史的建造物をどのように扱うか、またそれらを活かした都市のイメージにつきましても、十分に検討する必要があると認識しております。このことにつきましては、第5章において市長へ提案いたします。

また、市当局がそのような検討を行う際には、市民の皆さまが歴史的建造物が貴重な公共財であるという認識を深められるような方策を講じるとともに、広く議論する機会を持ち続けていく必要があると、委員会は考えております。

### <コメント4>

1 1月1日市民説明会（能楽堂）に参加致しました。三施設ともまだ拝覧して居りませんでしたので、翌2日市長公舎までひとつ走りいたしまして、係員の方に丁寧にご説明頂き約1時間余り時間を忘れて巡覧して参りました。外見はペンキが落ちたりもして朽化を感じましたが、内容はまだまだ十分活用出来る施設と思います。是非市民の宝物として大切に維持管理出来る事を希望します。

① 建物に関しては、出来るだけあまり増改築せず現在の形で維持したい。

② 施設利用について

お茶会、句会、歌会など和室のムードにはピッタシの場所と実感、その場合の施設利用料は時間単位で徴収して今後の修繕、補修及び維持管理費とする。…それ以外の日の一般見学は原則として無料に。

③ 喫茶コーナーの設置について

コーヒー&日本茶も良いかと思えます。料金は有料（格安）（私の好みから…）

④ 名称について市長公舎では無く、一般公募で相応しい名称を希望

⑤ ペンキ塗り作業なども一般市民から公募で。腕の良い職人さんは沢山いると思えますので、募って見る事も一案かと思えます。

⑥ 施設の案内及び喫茶コーナーなどの係りはボランティアセンターに依頼するか、又は一般公募で（出来たらボランティアでお願いしたいですね）

※ 市民の宝物とするには、市民の手作りで保存したいと強く感じました。

市長公舎については以上です。



#### <コメント4への回答>

この計画の策定に当たり、委員会でも市民の皆さまの御意見・御要望を積極的に集めるよう心がけてまいりました。その中で、御提案と同じような趣旨の御意見・御要望もございました。それらにつきましては、計画の中に掲載されたものもございます。そのような多様な御意見・御要望を参考にしながら、委員会はそれぞれの施設が有する価値を踏まえた活用の基本的な考え方を検討し、この計画で提示いたしました。

したがって、御提案いただいた内容につきましては、具体的な手法の一つとして含むことが出来ると考えております。また、市民参加による保存活用という御提案の主旨につきましては、委員会としても同感であり、計画とあわせて市長に提案いたします。

#### <コメント5>

保存活用に係る費用を公表した上で再度パブリックコメントを行うべき。

歴史文化施設保存活用基本計画（案）について、新潟市が市民説明会やパブリックコメントを行うこと自体は評価できるが、裏を返せば、旧日本銀行新潟支店長役宅や旧小澤家住宅の取得に当たり、保存・整備・活用・管理運営に関する十分な検討をしていなかったことに驚きを感じた。

特に旧小澤家住宅については、先日の一般公開では、庭園のみの公開で、建物の内部を見学させてもらえなかったため、歴史的、文化的価値を自分の目で確かめることができず、悪く言えば、一老政治家の実家を新潟市が引き取ったという程度の認識しか得られなかった。

この旧小澤家住宅について、基本計画（案）では「相応の解体修復」が必要としているが、それにもかかわらず、建物の保存・整備・活用・管理運営にどの程度の費用がかかり、それにより具体的にどの程度の効用があるのかを、全く試算していないことに疑問を感じた。

今回の基本計画（案）のパブリックコメントでは、3つの施設に係る費用を議論しないで、保存・活用のメリットだけを列挙しているが、このような聴き方では、保存・整備・活用を行った方がよいという意見に偏ってしまうことは明らかであり、パブリックコメントの手法としてアンフェアだと思う。

私は歴史的、文化的価値のある建物を保存・活用する意義をある程度理解しているつもりであるが、その一方で、厳しい財政状況のもとでは初めに保存ありきではなく、保存・整備・活用・管理運営に係る費用を十分に考慮した上で、保存・整備・活用の是非を決定すべきと考える。

したがって、11月26日に原案に沿って基本計画がまとまったとしても直ちに実施するのではなく、実施計画（案）の段階で「〇億円の費用がかかるが、それでも実施すべきか」という問いかけのパブリックコメントを再度行うべきと考える。

その際には、理想的には、仮想市場法（CVM）などの非市場評価手法を用いて、例えば景観から得られるやすらぎや、建物の利用による効用などを試算して費用便益分析を行い、その分析結果を公表した上で保存・整備・活用の是非を再度議論する必要があるのでは

はないかと考える。

なお、今回のパブリックコメントは、最終日（11月21日）から基本計画の最終確認の日（11月26日）までの期間が休日を除くと実質的にわずか1日（11月25日のみ）しかない。このため、新潟市がパブリックコメントの意見を十分に考慮する時間があるとは思えず、形式的に意見を募集して、そのまま原案を通すつもりではないかと勘繰りたくなる。実施計画（案）について再度パブリックコメントを行う場合には、パブリックコメントの終了から最終確認までの間に、新潟市が検討する時間を十分に持つべきである。

#### <コメント5への回答>

委員会では、市長の依頼を受け、まず三つの歴史文化施設が市にとって貴重な文化遺産として残すべき価値を有していることを調査により明らかにいたしました。そして、それらを資産として活用するための基本的なあり方について、半年という短期間ではございましたが、検討を重ねてこの計画を策定し、市長へ提案いたします。

したがって、市長への提案に当たっては、提案を受けた市当局がこの計画に掲げる内容を施策に反映させる際に、御指摘のような費用の問題なども含め、さらに多面的な検討を行うよう、委員会よりあわせて提案いたします。